

○京極町水道事業給水条例施行規則

平成14年12月19日

規則第24号

改正 平成16年3月22日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、京極町水道事業給水条例（昭和38年京極町条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(1世帯又は1箇所)

第2条 条例第4条第1号に規定する1世帯又は1箇所とは、一つの部屋、一つの建物又は連続する敷地内ごとに同一人によって営まれる生活又は事業の単位をいう。ただし、アパート、寮等で屋内に設けられた1専用給水装置を2世帯又は2箇所以上で使用するものは、1世帯又は1箇所とみなす。

(給水装置の新設等の申込み)

第3条 条例第5条の規定による給水装置の新設等（以下「給水装置工事」という。）の申込みは、給水装置設置申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 給水装置工事の申込者（以下「申込者」という。）は、次の各号に該当する場合は、それぞれ各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 他人の家屋又は他人の土地内に給水装置を設置しようとする場合は当該家屋若しくは土地の所有者の承諾書又はこれに代わる書類
- (2) 他人の給水装置から分岐使用とする場合当該給水装置の所有者若しくはその代表者の承諾書又はこれに代わる書類

(工事の施工)

第4条 条例第7条第2項の規定により指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が設計審査及び材料確認並びに工事竣工検査を受けようとするときは、給水装置工事審査及び検査申請書（様式第2号）を、町長に提出しなければならない。

(設計変更等の届出)

第5条 申込者及び指定工事事業者は、給水装置工事の設計を変更し、若しくは、給水装置工事を中止し、又は装置工事の申込みを取り消すときは、給水装置工事（設計変更・中止・申込取消）届（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

(給水管及び給水器具の指定)

第6条 条例第8条第1項に規定する給水管及び給水器具の指定については、町長が別に定める。

(工事費の算出)

第7条 条例第9条第1項各号に掲げる費用の額は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 材料費 建設物価、積算資料等の価格単価に使用数量を掛けた額とする。
- (2) 運搬費、労力費、道路復旧費、工事監督費、間接経費は水道工事設計標準単価表の額

(工事費の予納)

第8条 条例第10条第1項条に規定する工事費概算額は、町長が定める納期限までに納入しなければならない。

2 同条同項ただし書きの予納を必要としない工事は、学校、宮公署、法人、団体等に係る工事で、予算等の都合上予納できない旨の届出を受け、町長が認めたものとする。

(給水の申込)

第9条 条例第12条の規定による給水の申込みは、水道使用申込書（様式第4号）により行うものとする。

(代理人等の選定等の届出)

第10条 条例第13条に規定する代理人の設置及び条例第14条に規定する管理人の選定又は条例第16条第2項第4号の規定による管理人の変更の届出は、代理人、管理人（設置・選定・変更）届（様式第5号）により行うものとする。

(水道メーターの設置)

第11条 条例第15条第2項に規定する水道メーターの位置は、止水栓と給水栓との中間位置とし、それぞれの給水管の位置と、地形、地物、道路等との関連を考慮して、設計時に決定するものとする。

(使用中止、変更等の届出)

第12条 条例第16条第1項各号及び同条第2項第1号から第3号の規定による届出の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道の使用をやめるとき 水道使用（廃止・中止）届（様式第6号）
- (2) 用途を変更するとき 水道使用用途変更届（様式第7号）
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき 私設消火栓使用届（様式第8号）
- (4) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき若しくは給水装置の所有者に変更があったとき 給水装置所有者変更届（様式第9号）
- (5) 消防用として水道を使用したとき使用した消火栓使用水量等を記載した書類

(私設消火栓使用立会人)

第13条 条例第17条第2項に規定する町長の指定する町職員は、水道技術管理者又はその代理人とする。

(修繕費を徴収しない場合)

第14条 条例第18条第2項ただし書の適用については、水道使用者等の責によらない天災又は公益上その他の理由により町長が特に必要と認めたときとし、京極町において修繕費を負担するものとする。

(水質検査)

第15条 条例第19条第1項に規定する水質検査は、水質検査機関に依頼して行うものとし、その結果を請求者に通知するものとする。

2 同条第2項に規定する費用は、給水装置の検査に特別に要した使用又は特別の水質検査を行った場合に要した費用の実費額とする。

(料金の算定期日)

第16条 条例第22条に規定する料金算定の期日等は、次のとおりとする。

- (1) 量水器検針日 毎月定例日（5日～10日）までに行う。
- (2) 料金算定期日 毎月15日までに算定する。

(使用水量等の認定)

第17条 条例第23条各号による使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道メーターに異常があったときは、水道メーターの取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった機関の使用水量を認定するものとする。
- (2) 条例別表に規定する料率の異なる2種以上の用途に水道を使用したときの用途別水量の認定は、その者の使用実績及び他の類似使用者の使用状況により行うものとする。
- (3) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、使用水量を認定すべき月の前の2箇月又は、その他の事情を考慮して認定するものとする。

(料金・手数料等の減免等)

第18条 条例第28条の規定により料金、手数料及びその他の費用の軽減又は免除を受けようとするものは、水道料金減免申請書(様式第10号)を町長に提出し、認定を受けなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける者
- (2) その他特に生活困窮者と認められる者
- (3) 母子、単身老人家庭で生活困窮者と認められる者

3 前2項各号に該当する者は、民生委員の意見を徴するものとする。

4 前2項1号及び2号に掲げる者については、水道使用料を免除し、同項3号に掲げる者については、町長が必要と認める額を減額する。

(管理上必要な措置の指示)

第19条 町長は、条例第29条の規定により水道の管理上必要な措置を指示するときは、措置指示書(様式第11号)を交付して行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(身分証明書)

第20条 条例第29条に規定する給水装置の検査に従事する職員は、給水装置立入検査員身分証明書(様式第12号)を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(給水停止の通告)

第21条 条例第31条各号の規定による給水の停止は、給水停止通告書を交付して行うものとする。

2 前項に規定する給水の停止に係る事務の取扱は、町長が別に定める。

(給水装置の切離し)

第22条 条例第32条の規定による給水装置の切り離しは、止水栓以下の末端部分とし、将来活用の方途を講じて置くものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第23条 条例第36条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道管理及びその管理状況に関する検査の受検は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 水槽の掃除を年1回、定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたと

きは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる次項のうち必要なものについて検査を行うこと。

- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、町長に報告するとともに直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- 2 前項の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は（衛生行政の）長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 京極町水道事業給水条例の料金、手数料等の軽減又は免除に関する規則（昭和49年規則第3号）は、廃止する。

#### 附 則（平成16年規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。